

映像コミュニケーションサービス利用規約

第1章 総則

第1条 規約の制定目的

当社は契約者等に映像コミュニケーションサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、映像コミュニケーションサービス利用規約（重要事項説明書及びマニュアル等を含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。

2 当社が映像コミュニケーションサービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者等に通知するご利用ガイド等の映像コミュニケーションサービスの利用に関する諸規定は、この規約の一部を構成するものとします。

第2条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約であり、Free プラン契約及び有料プラン契約の総称
契約者	当社と本契約を締結している者
Free プラン契約	当社と成立した本契約であって、当社から Free プランサービスの提供を受けるためのもの
Free プラン契約者	当社と Free プラン契約を締結している者
有料プラン契約	当社と成立した本契約であって、当社から有料プランサービスの提供を受けるためのもの
有料プラン契約者	当社と有料プラン契約を締結している者
ID 等	本サービスに係る ID 及びパスワード
ワークスペース	本サービスを利用するために当社が契約者に対して発行するグループ呼称であって、契約者はそのワークスペース内で利用可能な ID 等を指定できるもの

テナント	複数のワークスペースが属するグループの呼称
管理者	契約者により定められた、テナント又はワークスペース単位で本サービスの利用者を管理する者
利用者	管理者より利用権限を設定され本サービスを利用する者
契約者等	契約者、管理者及び利用者の総称
本アプリケーション	本サービスを利用するために当社が提供する Windows/MacOS PC 向け及びスマートフォン向けアプリケーション
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条 映像コミュニケーションサービスの種類等

映像コミュニケーションサービスには次の種類があります。

Free プラン	映像コミュニケーションサービスであって、機能等が限定されており、無償で提供されるもの
有料プラン	映像コミュニケーションサービスであって、Free プラン以外のプランとして有償で提供されるもの
Team プラン	1 のワークスペース単位で提供するもの
Enterprise プラン	1 のテナント単位で提供するもの

第2章 契約

第5条 削除

第6条 削除

第7条 契約者の地位の承継

相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第8条 契約者等の地位の譲渡

契約者等は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第9条 削除

第10条 契約者等が行う本契約の解約

契約者等は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定のフォームから、当社に通知していただきます。

2 契約者等は、本アプリケーションの削除（アンインストール）をした場合、本アプリケーションの利用を終了されたものとなりますが、本契約を解約しようとするときは、前項の定め通り、当社に通知していただく必要があります。

第11条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者等にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 契約者等が第6条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (2) 有料プラン契約者において、当社が別に定める期日を経過してもなお、有料プラン契約者が本サービス料金又は手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) 第14条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者等が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (4) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急又はやむを得ない場合。
- (2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。
- (4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。
- (5) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第12条 その他の提供条件

本契約に係るその他の提供条件については、別記1定めるところによります。

2 本アプリケーションを用いて本サービスを利用する場合の本アプリケーションに係る使用許諾その他の提供条件については、別記2に定めるところによります。

第3章 利用中止等

第13条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。
- (5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者等にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

第14条 利用停止

当社は契約者等が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないことが合理的に見込まれるとき（有料プラン契約者に限ります。）。
- (2) 本規約に反する行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者等に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 通信

第15条 通信利用の制限等

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信または相手先から着信しないことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
- (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。

3 当社は、契約者が映像コミュニケーションサービス網に接続した場合において一定時間通信を行わないときは、その接続を切断することがあります。

4 当社は、当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

第5章 料金等

第16条 料金

本サービス（有料プランに限ります。）の料金は、料金表に定めるところによります。

第17条 料金の支払義務

有料プラン契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解約があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る有料プラン契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

3 有料プラン契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

第18条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお有料プラン契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第6章 保守

第19条 契約者の切分責任

契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、当社に修理の請求をするものとします。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

第7章 データの取扱い

第20条 データに関する責任

第24条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者等又は第三者に

発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第21条 データの確認・複製

当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営、使用状況の計測・分析、新機能開発のため、保存データ及び生成等データを確認、複写又は複製することがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データ及び生成等データにアクセス又は利用しないものとします。

3 当社は前項に加え、保存データ及び生成等データのうち、複数の契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ（以下「統計データ」という）に加工した上で、以下の目的において、自ら利用し、第三者に提供することができます。

(1) 利用する情報：アプリケーションの操作ログ情報（本サービスへのアクセス情報、管理サーバへのリクエスト内容ならびに他の類似情報）

(2) 利用する目的：サービス改善、最適化及び故障原因の解析

4 契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。

第22条 データの削除

当社は、第 26 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第 10 条（契約者が行う本契約の解約）又は第 11 条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者等又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。

第23条 データのバックアップ

契約者等は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者等がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任を負わないものとします。

2 当社は、当社と契約者等の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップにかかる契約がある場合、保存データ及び生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データ及び生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

3 契約者等は、本サービスに係る契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

4 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

第8章 損害賠償等

第24条 責任の制限

当社は、有料プラン契約者に対して、有料プランを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が有料プラン契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は有料プランが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する有料プランに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、Free プランの提供において、その完全性、正確性、有用性等を保証するものではありません。また、Free プランの利用にともない、Free プラン契約者及び第三者に発生する契約者等が善良な管理者の注意をもって使用しないことにより生じた損害については、責任を負わないものとします。

4 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 3 項の規定は適用しないものとします。

第9章 雑則

第25条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者等に係る損害を賠償しないものとし、契約者等は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者等は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者等に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。また、当社は本サービスを現状有姿で提供するものであり、契約者等は、当社が本サービスについて正確性、実現性、市場性、有用性、特定目的適合性、有効性を保証するものではないことを了承し、契約者等の責において本サービスを利用するものとします。

3 当社は、本規約の変更等により契約者等が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第26条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者等又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

第27条 契約者等の義務

契約者等は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の法令上または契約上の権利を侵害する行為をしないこと。
 - (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと。
 - (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (5) 不適切なコンテンツ（過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、児童ポルノ・児童虐待に相当する表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引または助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現等）を、投稿または送信する行為をしないこと。
 - (6) 本サービスまたは他の契約者等に害を及ぼす行為（同一または類似のメッセージを不特定多数の契約者に送信する行為（当社の認めたものを除きます。）、その他当社がスパムと判断する行為、悪質な営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為（当社の認めたものを除きます。）、他の契約者等に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為等をしないこと。
 - (7) 面識のない第三者との出会いや交際を目的とする行為、その他本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用する行為をしないこと。
 - (8) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (9) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (10) 本サービスに係るテナント及びワークスペースを第三者に貸与しないこと（当社の定める方法により、事前に当社の同意を得ている場合を除きます。）。
 - (11) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること。
 - (12) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (13) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと。
- 2 契約者等は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、契約者等の本条に規定する義務違反により契約者等又はその他の者に発生する損害につい

て責任を負わないものとします。

4 契約者は、管理者及び利用者の本サービスの利用に係る管理責任（第 1 項に定める各号を遵守させることを含むがこれに限らない）を負うものとし、管理者または利用者が本契約に違反した場合は、契約者が本契約に違反したものとみなします。

5 契約者等は、本サービスに係る ID 等を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者等が本サービスを利用したものとみなします。

6 契約者等が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者等に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

7 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者等に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

第28条 調査に対する応諾義務

Free プラン契約者は、当社又は当社が委託する者が実施する本サービスの利用実態等の調査に応じるものとします。

2 前項の規定による利用実態等の調査に対する回答内容は、契約者等の契約の有無にかかわらず第 26 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止があったときに削除するものとします。

第 28 条の 2 契約者等の商号等の取り扱い

当社は、当社のマーケティング等の目的で、契約者等の商号・商標・ロゴマークを使用することができるものとします。又、当社は、契約者等が本サービスの利用者である旨の情報及び本サービスを用いて配信したコンテンツ、実施した施策等を一般的な表現で開示・公表することができるものとします。当社が契約者等にその旨事前に通知し、契約者等が異議を述べた場合は、この限りではありません。

第29条 契約者等に対する通知

契約者等に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者等に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者等が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者等の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者等の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時をもって契約者等に対する通知が完了したものとみなします。

(3) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者等に対する通知が完了したものとみなします。

第30条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者等に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」とい

います。)に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者等その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2 契約者等はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイル又は逆アセンブル等のリバース・エンジニアリングを行わないこと。

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと。

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第31条 技術輸出

本サービスは日本国内でのみ提供いたします。

2 万が一、契約者等が本サービスを日本国外にて利用したことにより、技術輸出を含む他国の諸法令等に抵触した場合の責任は契約者が負うものとします。

第32条 個人情報の取扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、次に掲げる目的その他当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)及び「映像コミュニケーションサービス (NeWork) アプリケーション・プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/content/dam/nttcom/hq/jp/about-us/hp/privacy/pdf/a322.pdf>) (以下「プライバシーポリシー等」といいます)によります。

(1) 本サービスへの契約者等の情報登録及び認証の目的

(2) 本サービス内での契約者等への表示の目的

(3) 本サービスの利用状況及び各種施策実施のための分析、当該施策の効果測定並びに本サービスの品質改善のための分析その他各種分析・調査の目的

2 削除

3 本サービスの提供にあたり、当社が取得するクッキー等の取り扱いについては、当社が定める「クッキーとウェブ・ビーコン」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/webbeacon.html>)によります。また、本サービスは、アクセス状況を把握するために、Google社の提供するサービスである Google Analytics 及び Google Analytics for Firebase を利用しています。

(1) Google Analytics はアクセス情報の収集のためにクッキーを使用しています。このアクセス情報は匿名で収集されており、個人を特定するものではありません。Google Analytics による情報収集を無効化したい場合は、Google 社が提供する「Google アナリティクス オプトアウト アドオン」からオプトアウトの設定をすることで実施可能です。詳細については、以下のサイトをご覧ください。

Google Analytics 利用規約 (<https://marketingplatform.google.com/about/analytics/terms/jp/>)

Google プライバシーポリシー (<https://policies.google.com/privacy?hl=ja>)

Google Analytics オプトアウト アドオン (<https://tools.google.com/dlpage/gaoptout?hl=ja>)

(2) Google Analytics for Firebase は、アクセス情報の収集のためにクッキーを使用しています。このアクセス情報は匿名で収集されており、個人を特定するものではありません。Google Analytics for Firebase は、スマートフォンアプリの利用状況及び不具合状況分析や利便性向上のために導入しています。仕様上オプトアウトすることができません。

Firebase 向け Google アナリティクス利用規約 (<https://firebase.google.com/terms/analytics>)

4 本条と、当社が定めるプライバシーポリシー等が矛盾又は抵触する場合には、本条の定めが優先するものとします。

第33条 第三者への委託

契約者等は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

3 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第 24 条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

第34条 管轄裁判所

契約者等と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第35条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第36条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

別記 1

1 Free プランの提供条件

- (1) Free プランは、1 のワークスペースあたり 20 人以下の参加人数で利用できるものとします。
- (2) 当社は、Free プラン契約者へ有料プランに係る機能の一部を、利用開始から 30 日間に限り無料で提供します。ただし、同時に招待できるゲストの人数は 20 人以下とします。
- (3) 当社は、Free プランの実施及びその利用条件を予告なしに中止または変更する権利を留保します。

2 有料プランの提供条件

- (1) 当社は、有料プランとして有料プラン契約者に次の機能を提供します。

区分	内容
ゲスト会議機能	1 のワークスペース内に、一時的に参加可能な利用者（以下「ゲスト」といいます。）を招待して利用できる機能。同時に招待できるゲストの人数は、Team50 においては 50 人以下、Team100、Team300 及び Enterprise プランにおいては 100 人以下とします。
テナント等管理機能	テナントに属するワークスペースや利用者に関する管理機能（Enterprise プランに限り提供します。）

- (2) 有料プランとして提供するその他の条件については、当社の Web サイト (<https://nework.app/plan/>) に定めるものとします。

別記 2

1 本アプリケーションの提供

当社は、本サービスの契約者等に対して、本アプリケーションを提供します。

2 本アプリケーションの使用許諾

(1) 当社は、契約者等に対して、本アプリケーションを使用する権利を与えます。ただし、契約者等は当社のいかなる商標、商号もしくはサービス・マークに関する権利を付与されたものではありません。

(2) 契約者等は、当社が本アプリケーションの動作を確認した端末（以下、「端末」といいます。）にインストールして使用することができます。ここでいう、使用とは本アプリケーションを端末上で実行させることをいいます。最新のアプリ動作確認条件は NeWork の Web サイト（<https://nework.app/app-download/>）をご覧ください。

3 本アプリケーションの禁止事項

(1) 契約者等は、本アプリケーションを利用するために必要な範囲で、且つバックアップを目的とする場合を除き、本アプリケーションの全部、または一部を複製してはなりません。

(2) 契約者等は、本アプリケーションの全部、または一部を改変してはなりません。

(3) 契約者等は、本アプリケーションに含まれるソフトウェアプログラムに対して、リバース・エンジニアリング、ディスアセンブル、またはデコンパイル等してはなりません。

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除または変更してはなりません。

4 本アプリケーションの変更等

(1) 当社は、契約者等の承諾を得ることなく、本規約及び本アプリケーションの内容変更（本アプリケーションのバージョンアップを含みます。）を行うことができるものとします。

(2) 本規約の変更は当社の Web サイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>）上に掲示を行った時点で効力を有するものとし、本アプリケーションの変更は本アプリケーション提供サイトに掲載することにより行うものとします。

5 本アプリケーションの利用中止及び中断

(1) 当社は次の場合には本アプリケーションの利用を中止及び中断（一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）することがあります。

ア 本アプリケーションを提供するための設備（当社以外の設備を含みます。）の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。

イ その他、本アプリケーションが正常に動作せず、本アプリケーションを継続して提供することが著しく困難なとき。

ウ 当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するために必要なとき。

エ 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

オ 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

(2) 当社は、(1)の規定により本アプリケーションの利用を中止する場合は、あらかじめそのことを、NeWork の Web サイト（<https://www.newwork.app>）又はサポートサイト（<https://support.ntt.com/newwork>）上への掲載その他の適切な方法により利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

6 当社が行う本アプリケーションの提供の終了

(1) 当社は、本アプリケーションの提供を終了することができるものとします。この場合、当社は、契約者等その他いかなる者に対して、責任を負わないものとします。

(2) (1)に基づき本アプリケーションの提供を終了する場合は、NeWork の Web サイト（<https://www.newwork.app>）又はサポートサイト（<https://support.ntt.com/newwork>）上への掲載その他の適切な方法によりそのことを通知します。

7 当社の免責事項

(1) 当社は、契約者等に対して、次の各号について責任を負わないものとします。

ア 本アプリケーションが、他人の権利を侵害しないこと

イ いかなる端末でも利用できること

ウ 契約者等の期待通りの品質を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと

エ 本アプリケーションがインストールされた端末内の他のアプリケーションや契約者等データに悪影響を及ぼさないこと

(2) 前項に規定する他、当社は、本アプリケーションの利用にあたり契約者等、または第三者に生じた損害については、当社の故意、または重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。また、当社は本規約の定めに従って当社が行った行為の結果生じた損害について、責任を負わないものとします。

(3) 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限にて当社は免責されます。

8 契約者等の自己責任

(1) 契約者等は、本アプリケーションの利用にあたり、必要な携帯端末、通信機器、通信手段等は契約者等の費用と責任で備えるものとします。

(2) 本アプリケーションの利用において、発信、着信、通話、又は当社設備と自動通信を行う為のインターネット接続等により発生するパケット通信料は、契約者等が負担するものとします。

(3) 契約者等は、本アプリケーションの利用にあたり、端末の設定等を変更する必要がある場合、または設定等が本アプリケーションにより自動で変更された場合、その設定等の変更の結果生じた費用等について、自己の責任と負担によることとし、当社は責任を負わないものとします。

9 本アプリケーションの利用に係る利用者情報の取扱い

契約者等が本サービスの利用にあたり本アプリケーションを利用する場合、当社は、本アプリケーションが収集する利用者情報につき、当社のアプリケーション・プライバシーポリシー (https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/ap_policy.html) に基づき取扱います。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1 当社は、契約者が本契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月（1の暦月の起算日（当社が本契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）のうち、Teamプランに関する月額料金をその利用日数に応じて日割することとし、Enterpriseプランに関する月額料金は日割りしません。

(1) 料金月の初日以外の日には本サービスの提供の開始があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日には本契約の解約があったとき。

(3) 料金月の初日に本サービスの提供を開始し、その日に本契約の解約があったとき。

(4) 料金月の初日以外の日には本サービスの区分等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

3 通則2の規定による月額料金の日割は料金月の日数により行います。

4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

6 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する方法及び金融機関等において支払っていただきます。

7 料金に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則6及び7の規定にかかわらず、本契約者の同意を得て、複数の料金月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

9 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(消費税相当額の加算)

10 この規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税

率により計算するものとします。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区分	内容	
有料プランに係る利用料金の適用	有料プランに係る利用料金は、基本利用料を適用します。	
有料プランに係る区分の適用	(1) 有料プランには次の区分があります。	
	区分	内容
	Team プラン	1 のワークスペースあたり 50 人以下の参加人数で利用できるもの
	Team 50	1 のワークスペースあたり 100 人以下の参加人数で利用できるもの
	Team 100	1 のワークスペースあたり 300 人以下の参加人数で利用できるもの
	Team 300	1 のワークスペースあたり 300 人以下の参加人数で利用できるもの
	Enterprise プラン	複数のワークスペースを同時に利用できるものであって、契約者から申し出のあった参加人数で利用できるもの
	備考 1 Enterprise プランは最低利用人数があります。最低利用人数は 100 となります。 2 Enterprise プランの申込及び参加人数の変更は、50 人単位で申込ができます。	
有料プランに係る区分の変更	(1) 有料プランに係る区分の変更を請求することができます。ただし、Enterprise プランから Team プランへの変更の請求はできません。 (2) 区分の変更は、変更を受け付けた日から適用し、変更を受け付けた前日までは変更前の区分の料金を日割りして適用します。	

2 料金額

() 内は税込

区分			単位	料金 (円)
基本 利 用 料	Team プ ラ ン	Team 50	1 のワークスペースあたり 月額	25,000 円 (27,500 円)
		Team 100	1 のワークスペースあたり 月額	50,000 円 (55,000 円)
		Team 300	1 のワークスペースあたり 月額	100,000 円 (110,000 円)
	Enterprise プラン		1 のテナントあたり月額	別途個別に提示する額

附 則（令和 3 年 6 月 25 日 A P S 1 サ第 00799507 号）

（実施期日）

1 この規約は、令和 3 年 7 月 1 日より、実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際に、現に当社が改正前の「映像コミュニケーションサービス」の試験サービスに係る利用規約に締結している左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

「映像コミュニケーションサービス」の試験サービスに係る利用規約 契約	映像コミュニケーションサービス利用規約 Free プラン契約
---------------------------------------	---------------------------------------

3 この改正規定の実施の際に、附則第 2 項に定める契約に係る契約者が作成したワークスペースは、本規約の規定にかかわらず、令和 3 年 10 月 31 日までの間（以下、「延長期間」といいます。）の利用に限り、料金表に規定する Team 50 に相当する 1 ワークスペースあたりの参加人数上限を 50 としたプランを無償で提供します。但し、以下に規定する場合を除きます。

(1) 契約者が本規約に同意しない場合

(2) 延長期間終了後は、自動的に Free プランと同条件での提供（1 ワークスペースあたりの参加人数上限 20 かつ無償）となることを予め同意しない場合

附 則（令和 3 年 11 月 22 日 A P S 1 サ第 00851189 号）

（実施期日）

この改正規定は、令和 3 年 11 月 29 日から実施します。

附 則（令和 3 年 12 月 15 日 A P S 1 サ第 00859623 号）

（実施期日）

この改正規定は、令和 3 年 12 月 21 日から実施します。

附 則（令和 4 年 3 月 24 日 A P S 1 サ第 00900343 号）

（実施期日）

この改正規定は、令和 4 年 3 月 29 日から実施します。

附 則（令和 4 年 6 月 20 日 A P S 1 サ第 00933209 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 4 年 6 月 28 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社の「NeWork アプリケーション使用許諾に関する利用規約」に同意してアプリケーションをインストールして利用している契約者については、この改正規定実施の日において、本規約に定める別記 2 の規定に同意して利用しているものとみなします。

附 則（令和 4 年 10 月 4 日 C A S 1 サ第 00970267 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 4 年 10 月 7 日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、次に掲げる作成期間に Free プランのワークスペース作成があった場合、そのワークスペースに対し、次に掲げる提供期間中、「Team50 無料トライアルキャンペーン」（以下「本キャンペーン」といいます。）として次項に定める条件を適用します。

〔作成期間〕 令和 4 年 10 月 7 日から令和 4 年 11 月 7 日まで

〔提供期間〕 ワークスペースの新規作成から令和 4 年 11 月 30 日まで

3 当社は、本キャンペーンを提供するにあたり、次の条件を定めます。

（1）作成期間中に新規に作成された Free プランのワークスペースについては、提供期間中、別記 1 の 2 に定める有料プラン Team50 と同等の提供条件を無償で提供します。

（2）本キャンペーンの提供期間の終了をもって、当該ワークスペースは別記 1 の 1 に定める Free プランの提供条件に自動的に変更されます。

附 則（令和 5 年 2 月 3 日 C A S 1 サ第 01012909 号）

（実施期日）

この改正規定は、令和 5 年 2 月 9 日から実施します。

附 則（令和 6 年 2 月 7 日 C A S 3 サ第 000400000800-01 号）

（実施期日）

この改正規定は、令和 6 年 2 月 8 日から実施します。

附 則（令和 7 年 2 月 27 日 C A S 3 サ第 000400002103-01 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 7 年 5 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している本サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 附則 2 の場合において、契約者は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求を行うことができます。

ア 請求書送付先の変更

イ 契約者名の変更

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。